

# 役員等報酬規程

社会福祉法人泰福祉会

# 社会福祉法人 泰福祉会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泰福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員等 報酬
  - (2) 常勤役員 報酬（賞与を含む）
  - (3) 非常勤役員 報酬
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤役員に準じて報酬を支給する。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間金1,000万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間金30万円以内とする。
- 5 この法人の常勤役員の報酬月額、賞与は、別表2に定める額とする。
- 6 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 7 評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表4に定める額とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことが

できるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

（支給の方法）

第6条 役員等の報酬等及び費用は、必要な都度現金にて支払う。

- 2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

（公表）

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（附則）

この規程は、平成29年10月21日から施行する。

平成30年3月24日 第4条 別表1、3、4一部改正

別表 1 (評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	11,136 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,136 円

別表 2 (常勤役員の報酬)

(1) 月額報酬

役職名	月額
理事長	250,000 円
その他役員	200,000 円

(2) 賞与

6 月の賞与	報酬月額×2 ケ月分
12 月の賞与	報酬月額×2 ケ月分

別表 3 (非常勤役員の報酬)

	日額
理事会等会議への出席	11,136 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,136 円

別表 4 (評議員選任・解任委員の報酬)

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	11,136 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,136 円